



出羽島・牟岐アート展 2014 平成26年3月7日(金)~3月30日(日)



○町長所信	2	○後期高齢者医療制度	16
○26年度一般会計当初予算	4	○国民健康保険税税率改定	17
○26年度一般会計予算	5	○地震保険加入促進	18
○25年度一般会計予算総額	6	○地籍調査	19
○一般質問	7	○老朽化住宅解体費支援	20
○年金受取の仕組み	14	○木造住宅耐震改修	21
○26年度後期高齢者健康診査	15	○牟岐町立図書館よりお知らせ	22
		○海が吠えた日	23~25

皆さんの
声を
町政に

祭壇貸出予約受付電話番号：牟岐町社会福祉協議会：090-9558-3389

町長所信

(要旨)

何をすべきなのか。

牟岐町において昨年1月から12月までの間、月2回、再生会議を開催してまいりました。

その議論の中で牟岐町の今後の取り組みとして、つぎの4点を挙げたい

東日本大震災以降、多くの若者は、人間にとり本当に大切なものは、お金などではなく、美しい日本の國士である、故郷の町並みであります。私はこのような認識を新たにした若者が、必ずや地方に戻ってくる日が来ると信じています。そして、

その日のために、若者を受け入れることのできる社会や環境を、地方はできるだけ早く用意していく必要があると思います。

また今、世界中の人々が、四国八十八ヶ所に大きな興味を持つていると言われています。昨年は、和食が世界無形文化遺産に登録され、「おもてなし」という言葉も世界的に使われ始めています。このように世界中の人々が、「真に人間にとり必要なもの」を追い求め始めた現状の中、牟岐町は、

牟岐町を地震津波に強い町とするため公共施設の整備を進めています。学校、保育園を高台に移転し、病院も移転に向け工事中でございます。そして避難所、避難路については、健常者の方で10分以内に避難できる場所に設置して、今後、毎年少しづつこれら

まず、牟岐町を高台に移転し、病院も移転に向け工事中でございます。そして避難所、避難路については、健常者の方で10分以内に避難できる場所に設置して、今後、毎年少しづつこれら

牟岐町において昨年1月から12月までの間、月2回、再生会議を開催してまいりました。その議論の中で牟岐町の今後の取り組みとして、つぎの4点を挙げたい

東日本大震災以降、多くの若者は、人間にとり本当に大切なものは、お金などではなく、美しい日本の國士である、故郷の町並みであります。私はこのような認識を新たにした若者が、必ずや地方に戻ってくる日が来ると信じています。そして、

その日のために、若者を受け入れることのできる社会や環境を、地方はできるだけ早く用意していく必要があると思います。

また今、世界中の人々が、四国八十八ヶ所に大きな興味を持つていると言われています。昨年は、和食が世界無形文化遺産に登録され、「おもてなし」という言葉も世界的に使われ始めています。このように世界中の人々が、「真に人間にとり必要なもの」を追い求め始めた現状の中、牟岐町は、

牟岐町を高台に移転し、病院も移転に向け工事中でございます。そして避難所、避難路については、健常者の方で10分以内に避難できる場所に設置して、今後、毎年少しづつこれら

牟岐町において昨年1月から12月までの間、月2回、再生会議を開催してまいりました。その議論の中で牟岐町の今後の取り組みとして、つぎの4点を挙げたい

東日本大震災以降、多くの若者は、人間にとり本当に大切なものは、お金などではなく、美しい日本の國士である、故郷の町並みであります。私はこのような認識を新たにした若者が、必ずや地方に戻ってくる日が来ると信じています。そして、

その日のために、若者を受け入れることのできる社会や環境を、地方はできるだけ早く用意していく必要があると思います。

また今、世界中の人々が、四国八十八ヶ所に大きな興味を持つていると言われています。昨年は、和食が世界無形文化遺産に登録され、「おもてなし」という言葉も世界的に使われ始めています。このように世界中の人々が、「真に人間にとり必要なもの」を追い求め始めた現状の中、牟岐町は、

牟岐町を高台に移転し、病院も移転に向け工事中でございます。そして避難所、避難路については、健常者の方で10分以内に避難できる場所に設置して、今後、毎年少しづつこれら

牟岐町において昨年1月から12月までの間、月2回、再生会議を開催してまいりました。その議論の中で牟岐町の今後の取り組みとして、つぎの4点を挙げたい

東日本大震災以降、多くの若者は、人間にとり本当に大切なものは、お金などではなく、美しい日本の國士である、故郷の町並みであります。私はこのような認識を新たにした若者が、必ずや地方に戻ってくる日が来ると信じています。そして、

その日のために、若者を受け入れることのできる社会や環境を、地方はできるだけ早く用意していく必要があると思います。

また今、世界中の人々が、四国八十八ヶ所に大きな興味を持つていると言われています。昨年は、和食が世界無形文化遺産に登録され、「おもてなし」という言葉も世界的に使われ始めています。このように世界中の人々が、「真に人間にとり必要なもの」を追い求め始めた現状の中、牟岐町は、



出羽島・牟岐アート展2014

町者が健康になるため、お遍路さんをより健康にしてお送りするため、知恵を絞りサービスを提供していただきたいと思います。この取り組みが牟岐町全域に広がることにより、健康に興味ある方々やウォーカー等が是非とも行ってみたい町に育つていくと思います。

昔のように一次産業が活発でない現在では、それを補うものが必要であり、やはり観光業に力を入れ第三次産業を盛んにしていくしかないと思っております。これら全ての産業の支援と活動の拠点として、また、牟岐町の歴史文化の足跡を整理し展示する場所として、来年度、旧河内小学校に民俗資料館と活性化センターを開設したいと考えております。町内外の事業家や起業家が集い、牟岐町で栽培できる薬草の研究、健康料理や薬膳料理の研究、情報提供、宣伝、販売活動支援などを実施していただきたいと考えています。牟岐町の再生に向け、皆さんと同じ方向に力を結集し助け合

い、協力し大きな力となり過ぎ疎かの難局を突破していただきたいと思います。
最後になりますが、間もなく、病院用地の造成が本格的に開始されます。掘削と運搬において、振動や騒音が町民の皆様の多大なご迷惑となることが危惧されます。工事を主導していた市も町も、できる限り周辺の方々にご迷惑のかからないよう最善を尽くしてまいりますが、それでも十分でない場合も想定されます。しかしながら、町民の皆様には来るべき南海地震に向け、一人でも多くの人命を救うために病院を高台移転しているのだということをご理解いただくとともに、平時において海部病院は、地域医療を守る海部郡の要であり、多くの人々が交流する牟岐町の貴重な場所でもございます。

(採決の結果、原案可決)
 ◎牟岐町職員の給与の控除に関する条例の一部を改正する条例
 町長、副町長の給料月額を26年度も引き続き町長70%、副町長5%減額して支給するもの。
 (採決の結果、原案可決)
 ◎牟岐町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例
 移転新築した学校給食セ

ンターの位置及び職員の設置を改定するもの。

(原案可決)

議案の内容と審議

定例議会が3月7日から11日まで開かれました。開会日には福井町長が所信表明を行い、条例制定、改正案、補正予算案、新年度予算案などの提案説明を行いました。工事を主導していた市長提出の条例案などの議案21件が可決されました。町長提出の条例案などのが議案21件が可決されました。

◎牟岐町社会教育委員条例の一部を改正する条例
 社会教育法の改正により規定にある委員の委嘱を定めるもの。

(原案可決)

◎牟岐町地域活性化センターの設置及び管理条例
 旧牟岐小学校及び河内小学校を地域活性化センターとして設置するもので施設の名称、使用及び管理に規定するもの。

(原案可決)

人事

◎牟岐町固定資産評価審査委員会委員の選任
 任期満了により、新たに小栗拓也氏の選任に同意するもの。

(原案可決)

26年度一般会計の当初予算は

24億8,617万2千円 です。

25年度比8,956万4千円、3.5%減額(採決の結果、原案可決)

歳出予算の主なもの

金額	内 容
当初予算(通常分)	
4,000,000円	番号法導入支援業務手数料
36,300,000円	防災拠点避難地整備事業
18,200,000円	臨時福祉給付金
3,210,000円	子育て世帯臨時特例給付金
16,499,000円	中山間地域等直接支払交付金
4,000,000円	有害鳥獣捕獲報奨金
4,368,000円	地域活性化センター事業
34,000,000円	町道寺前北線整備事業
22,500,000円	町道西通町線改良事業
6,000,000円	観音寺川橋耐震補修工事
2,790,000円	小中一貫教育推進事業
16,200,000円	給食センター調理等業務委託料
6,591,000円	出羽島重要伝統建造物群調査事業
25,000,000円	町民体育館耐震工事
401,504,000円	町債償還元金、利子
一部事務組合負担金	
12,916,000円	海部老人ホーム
3,248,000円	海部郡特別養護老人ホーム(海南荘)
40,000,000円	海部郡衛生処理事務組合(ゴミ処理)
20,000,000円	海部郡衛生処理事務組合(し尿処理)
90,000,000円	海部消防組合
特別会計繰出金	
58,054,000円	国民健康保険特別会計
106,746,000円	介護保険特別会計
27,603,000円	後期高齢者医療特別会計
16,650,000円	出羽島簡易水道特別会計(償還金)
1,393,000円	青少年健全育成センター特別会計

26年度 一般会計予算

歳入

科 目	26年度予算額 (A)	25年度予算額 (B)	比 較 (A)-(B)	(A)の構成比%
町 税	295,636	298,714	△3,078	11.9
地方譲与税	20,000	20,000	0	0.8
自動車取得税交付金	4,000	4,000	0	0.2
利子割交付金	1,000	1,000	0	0.0
配当割交付金	200	200	0	0.0
株式等譲渡所得割交付金	200	200	0	0.0
地方消費税交付金	40,000	40,000	0	1.6
地方特例交付金	300	500	△200	0.0
地 方 交 付 税	1,326,000	1,375,000	△49,000	53.3
交通安全対策特別交付金	600	600	0	0.0
分担金負担金	32,252	33,122	△870	1.3
使用料手数料	24,743	25,115	△372	1.0
国 庫 支 出 金	143,867	119,585	24,282	5.8
県 支 出 金	153,058	167,299	△14,241	6.2
財 産 収 入	16,185	15,743	442	0.7
寄 附 金	1	1	0	0.0
繰 入 金	140,001	100,001	40,000	5.6
繰 越 金	1	1	0	0.0
諸 収 入	57,828	61,055	△3,227	2.3
町 債	230,300	313,600	△83,300	9.3
歳 入 合 計	2,486,172	2,575,736	△89,564	100.0

歳出

(単位:千円)

科 目	26年度予算額 (A)	25年度予算額 (B)	比 較 (A)-(B)	(A)の構成比%
議 会 費	46,721	47,100	△379	1.9
総 務 費	445,051	409,604	35,447	17.9
民 生 費	741,650	732,940	8,710	29.8
衛 生 費	213,926	226,680	△12,754	8.6
農 林 水 産 業 費	84,254	100,684	△16,430	3.4
商 工 費	31,333	36,512	△5,179	1.3
土 木 費	165,777	117,471	48,306	6.7
消 防 費	109,074	108,613	461	4.4
教 育 費	245,711	383,958	△138,247	9.9
災 害 復 旧 費	463	463	0	0.0
公 債 費	401,504	411,003	△9,499	16.1
諸 支 出 金	8	8	0	0.0
予 備 費	700	700	0	0.0
歳 出 合 計	2,486,172	2,575,736	△89,564	100.0

26年度 特別会計予算

(単位:千円)

会 計 名	26年度予算額 (A)	25年度予算額 (B)	比 較 (A)-(B)	採決の状況
出羽島簡易水道	29,791	27,231	2,560	原案可決
国 民 健 康 保 険	814,591	857,924	△43,333	採決の結果、原案可決
青 少 年 健 全 育 成 センター	7,585	7,601	△16	原案可決
介 護 保 険	779,367	779,026	341	採決の結果、原案可決
後 期 高 齢 者 医 療	95,014	87,033	7,981	原案可決

26年度 公営企業会計予算

(単位:千円)

上水道事業		26年度予算額 (A)	25年度予算額 (B)	比 較 (A)-(B)	採決の状況
収 益 的	収入	111,540	115,834	△4,294	原案可決
	支出	110,556	110,397	159	
資 本 的	収入	5	5	0	
	支出	24,848	25,975	△1,127	

◎海部郡衛生処理事務組合
規約の変更
障害者支援に係る法律の
改正により審査会の名称を
改めるもの。
(原案可決)

138万1千円とするもの。
(原案可決)

◎25年度介護保険特別会計補
正予算
介護報酬システム改修手
数料等191万6千円を追
加し、予算総額を7億9,
6,642万円とし、工期
を平成27年3月20日までと
するもの。

その他

◎工事請負契約の変更
山田地区残土処理場整備
(第2期)工事の請負額を
6,642万円とし、工期
を平成27年3月20日までと
するもの。

(原案可決)

◎25年度出羽島簡易水道特
別会計補正予算
赤字補てん分を一般会計
からの繰入金240万円計
上し、同額の使用料収入を
減額して、歳入歳出に増減
のないもの。
(原案可決)

◎委託契約の変更
牟岐バイパス、海部病院
等の整備に係る切盛土工事
等委託業務の履行期間を平
成27年1月31日までとする
もの。

(原案可決)

契約

◎町道の変更
杉谷1号線の終点を変更
するもの。
(原案可決)

補正予算

25年度一般会計の予算総額は

36億7,773万5千円になりました。

3月補正予算額は、9,353万9千円増額です。(原案可決)

3月補正予算 岁出予算の主なもの

金額	内容
2,400,000円	出羽島簡易水道特別会計繰出金(追加)
1,920,000円	農地地図システム更新業務委託料
27,500,000円	地籍調査事業委託料(追加)
24,363,000円	更新住宅建設国庫返納金(社会資本整備交付金精算による返納)
71,247,000円	海部消防組合負担金(消防救急無線デジタル化整備事業負担金)

3月補正予算 岁入予算の主なもの

金額	内容
99,760,000円	国庫支出金 地域の元気臨時交付金(給食センター建設事業)
20,129,000円	県支出金 地籍調査費補助金(追加)
61,441,000円	繰越金 繰越金(追加)
△85,900,000円	町債 過疎債・市町村振興資金債(減額)、緊急防災減債事業債(増額)

一般質問

3月議会では、5名の議員が一般質問を行いました。

健康管理センター

今後のゆくえは
櫻谷 千重子 議員

2012年8月1日より
休館以来、2年が過ぎよう
としている健康管理センタ
ー（鬼ヶ岩屋）ですが、審
議委員会の答申を受け、売
却の予定で話が進んでいま
すが、公募期間中、問い合わせ
無しという結果に終わ
っています。

その後、仲介業者や金融

機関を通じても効果は上が
っていません。すべて手を
尽くしているにも関わらず
進んでいないのであれば、
これ以上、この施設を放置
し続けることは老朽化が進
む一方ではないかと懸念し
ます。もうそろそろ次の段
階に進むべき時期に来てい
ると思いますが、町長の見
解と今後の展望についてお
聞きします。

福井町長
1度目は温泉として活用
していただけの方に対し、

避難タワー
嵩上げ検討を

櫻谷議員

現在の避難タワーは、津
波の高さを6mと想定した
避難場所ですが、来る巨大
地震対策として、もう一度
検討すべき時がきていくの
ではないかと思われます。



中村津波避難タワー

2度目は温泉活用の条件を
外し公募しましたが、1件
も応募がありませんでした。
その理由として考えられる
のは、景気回復の波が、ま
だ地方に伝わっておらず事
業拡大に手を出す方がいな
いことかと思われます。
公募を継続しながらも、
地域で活用できないか、活
性化センターの活動の中で
も検討していただきたいと
考へています。

福井町長

出羽島と中村の両避難タ
ワーとも県が公表した基準

トラフ地震津波に対する海
岸保全基本計画の改訂作業
を進めています。

既に町外では避難タワーの
嵩上工事に着手し、完成し
たところもあります。町と
か、現在の高さで町民の命
が守れるのかお聞きます。
次に西の浜、水門横の堤
防はいつ頃完成の予定か。
震災は工事の完成の遅れを
待ってはくれません。一番
大事な町民の命を守る取り
組みは何をおいても進めな
ければならない事業ではな
いかと思います。

久米産業課長

水門横の堤防は、70m区

間が未着工となっており、
県に確認したところ、予定
より早める意向であると聞
いています。新しい津波対
策の考え方がある内閣府より
示され、県においても南海
トラフ地震津波に対する海
岸保全基本計画の改訂作業
を進めています。

**インフラ老朽化対策の
今後の取り組みは**

樺谷議員

命をつなぐ道路確保、排水溝・側溝・橋の老朽化を早急に調査し、不備な箇所、危険と思われる箇所は無いのか、お聞きします。東の田中前線は、道路下に排水が流れています。もし、大地震が起きれば、陥没する恐れはないのか、お聞きします。

福井町長
インフラ老朽化対策は、未だ出来ていない箇所はどちらくらいあるのか、その優先順序はどうなのかも併せてお聞きします。

各市町村は、食料と水を避難所へ備蓄するのを2014年から5年間で完了すると言っているが、本町の計画はどうなのか。また、今後の避難所の設置計画はどうになっているのか。

生活インフラである道路、橋などは日常生活においても無くてはならないものであり、大規模災害時には避難者の命にかかるものであります。来るべき南海地震、南海トラフ地震に備え、国や県の支援もいただきながら、できるだけ速やかに対策を

**災害への備えと
発達障害児への支援は万全力**

**一山 稔
議員**

重要橋梁を含む100橋を点検済で、長寿命化計画、修繕工事を実施しています。道路付属物、舗装について、25年度に路面等の調査を実施し、修繕計画の参考としています。

東の田中前線の排水溝は、現在構造自体の調査を実施していませんが、今後、調査確認のうえ、修繕、維持管理等の方法を検討し、長寿命化を図れるように対応していきたいと考えています。また、地震津波に対応すべく避難路に通じる道路を特に優先して修繕等の計画を立てて実施していくたと考っています。

実施していきたいと考えています。

寒葉建設課長



杉王地区備蓄倉庫(杉王神社)

福井町長
牟岐町地域防災計画にて備蓄計画を定め、自らの命は自ら守ることとし、生活必需品は極力3日から1週間の備蓄を家庭や事業所でお願いしています。町でも生活必需品の他、毛布や簡易トイレなど緊急時に必要な物を備蓄しているが、全町民に3日間支給できる数は確保できていません。

仁田総務課長
備蓄品の保管状況は、市町村別の備蓄目標数量があり、食料と飲料水、毛布の備蓄品もその数量を超えていません。保管場所は、25箇所で、内9箇所は各地域の

ところはあります。備蓄は、将来的な管理の継続が重要で、基本的には自主防災組織で検討していただき、要望があれば、町としても検討したい。避難所についても、津波避難マップを作成中で、避難所を自分で選択できるマップを届けたい。

避難場所に町が設置した備蓄倉庫に保管しています。今後も定期的に点検し、使用期限の経過するものは取り替えるなど、自主防災組織と協議しながら備蓄品の充実に努めていきたい。

岩田住民福祉課長

災害弱者の中でも特に発達障害児の支援は、日頃から生活面等で支援している人が関わることが有効であると考えられるが、災害時にこの人達が支援できる有効な手立てがないのが現状です。現在、災害弱者に対する支援計画は、確立されていませんが、今後、行政から発信を行い、自主防災組織や関係住民等と協議しながら、全ての災害弱者を網羅した計画等が構築できるよう検討を重ねたい。

**女性の視点での
防災リーフレットと
緊急連絡手段を**

東日本大震災では、女性

への配慮がなされていない現実に直面したこと、防災対策に女性の視点を生かすと新たに防災リーフレットを作成し、男女双方の視点から避難所づくりや運営のポイント、日頃の備えなどがまとめられ、小中学校や自治会に配られ好評を得ておりますが、本町の防災リーフレットはどのようにになっているのか、また、計画には女性も参加しているのか。

災害時携帯電話がつながりにくくなることから、周波数を合わせておけば、全員が状況を同時に把握できるトランシーバーを配備しているところもある。自主防災組織や小中学校、消防団、避難所に備蓄品と置いてはと思うが。

DMVの導入は

仁田総務課長

防災行政無線の携帯型無線機を消防団幹部、小学校、保育園、無線局、自然の家に合計16台設置しており、今後も検討を進めていく。また、通常の通信手段が機能しなくなつたときに、衛星携帯電話を配備しております、県、警察署、消防組合、海部病院などの連絡も可能です。

一山議員

防災リーフレットは、女性にとり肝心なことが記載されていない。特に妊婦、乳幼児を連れお母さんへの配慮が欠けており、女性の視点を入れた防災リーフレットの作成が必要である

と聞いています。地域に身近な情報を提供するためにも、町独自で作成する必要もあると思いますので、その時は女性にも参加いただきたい。

牟岐駅が起点だと思っています。本来、DMVは阿佐東線の運行目的で導入するのですが、新聞報道を見て「あれ」と思った人もいますが、各町にどのような説明があつたのか、牟岐駅を起点とした場合としない場合、本町への経済効果へ

はアkses道の整備費が抑えられることから起点の駅に決めJR四国の理解も得ていると言っています。

牟岐駅が起點だと思っていました。実証走行は、牟岐駅から行わたため、多くの人が牟岐駅が起点だと思っています。本来、DMVは阿佐

Rとの協議がされてないのに決まつたわけではありません。導入後の牟岐町の負担は決まっていませんが、今後の状況に注目していきたい。

牟岐駅が起点とした場合としない場合、本町への経済効果へ

金はどうなるか。また、本町からの補助金はどうなるか。

仁田総務課長

DMV導入

について、基本計画と建



DMVの運行試験

いうことでJR四国と県を含めて協議中で、海南駅に

決まつたわけではないです。なお、起点が牟岐駅まで延びると阿佐海岸鉄道の運行区間が延び、負担がかかるので区間延長は難しいです。

経済効果は南部バス、JR



生活習慣病予防運動教室

国保税引き上げストップを

藤元 雅文 議員

今年度14・2%に続き来年度5・3%引き上げ案が提案されています。

4月から消費税の増税、社会保障の後退が次々予定されている中で、また、町民のみなさんの生活が毎年厳しくなっている中での国保税の増税は、お願いする

方も、される方も大変困つた話です。もともと国保には構造的問題があり、現実の制度の中でいかに国保税を抑制するかという観点と、根本的に改善を目指す両方の観点が必要です。

他の課とも連携し、全町

規模での健康づくりの取り組みが必要ではないでしょうか。また、5億数千万円の医療費のうち、本町ではジエネリック医薬品は僅か200万円しか使われておらず徹底を図るべきです。

さらに、一般会計からの法定外繰り入れも引き続き検討すべきです。

国は、国庫負担を半分に減らしました。元に戻すよう、住民の代表として主張すべきではありませんか。

福井町長

加入者の平均年齢が高く、退職者や無職の方が多く加入していることから、平均所得が低い。また、1人当たりの医療費が高いことなどにより多くの自治体で運営が困難になつております。

今後は、「保養と健康のまち」牟岐町を目指し、みんなが医者のお世話にならないで良いように健康法を考え行動していくなどとともに、ジエネリック医薬品の使用徹底やこれまでにない即効性のある健康づくりなどを牟岐町一丸となつ

て取り組んでいきたいと思います。また、今後、機会を捉え国・県に支援を要望していきたいと思います。

百々健康生活課主幹

来年度、平均5・3%の引き上げを提案させていただいていますが、4300万円あまりの基金を全額取り崩しても、なお、単年度赤字になる見込みの現状をご認識いただき、ご理解を賜りたいと思います。

未婚の父母にも支援を

いと言われても仕方がないと思いませんが、もし認められる方法があつて保育料や家賃が減額されるのであれば、子育て支援にもつながってまいります。

本県では、三好市で市長裁量により、「みなし適用」されています。

厚労省の調査によりますと、母子家庭のうち、未婚の母の割合は、7・8%であり増えつつあるとしても少数です。したがつて、財政負担が少ないとでもあります。しかし、それが何を意味するかがでしょ

藤元議員

死別・離婚などにより、ひとり親になつた場合、寡婦(夫)控除が認められ、税制面で一定の支援策が講じられており、それが保育料や公営住宅の家賃などにも連動していきます。

非常に厳しい経済状況の中で生計を立てられていると思いつますので、今後検討してまいります。

岩田住民福祉課長

本町では、現在のところ該当者はございませんが、仮に対象者がいて入園の意思を示した場合、みなし適用も視野に入れた検討を行

います。



千年サンゴ

町ホームページを集客可能なツールとして活用しては

横尾 政明 議員

現在の町ホームページ（HP）は、主に地元住民への情報発信がメインであり、外部に向けての観光情報に比べると非常に不備です。リンク先の千年サンゴの里

からは、他町のHPと比較すると非常に不備です。リンク先の千年サンゴの里

では、牟岐町の貴重な観光資源である千年サンゴの保全活動を支援するサポートを町HP上で募集することはできるはずです。今後も移住定住促進や交流人口の増加は目指していくべきです。集客

ツールとして活用した町HPにしていただきたい。

福井町長

町のHPだけでは観光PRは不十分であると認識していますが、商工会、物産館、よくぱり体験、モラスコムギなどで、独自のHPを作成してリンクもしていることから、簡単に情報の取得は可能かと考えています。ただ、他町に比べ観光施設が少ないとから情報量は確かに少ないです。今後は町のPRに役立つHPの作成に努めたい。

久米産業課長

牟岐町では県内の多くの市町村が利用しているフォーマット、基本の形式を探しており、ある程度の制約もあります。特に観光のカテゴリーにおいては、スピードで細かな情報更新と戦略的な情報発信技術が求められると認識しています。現在は、その殆どが外部のリンクに依存しているのが現状です。ただ、町か

らのHPの発信となると特定業種をPRすることの難しさや民間業務を請け負うことの是非等、簡単に出来ない部分があります。現在、

対応としては、町のトップページからトピックやバナーによって、サイトへ誘導を促す工夫を考えています。活性化センターにおいて

は、観光協会業務も想定し、HPは作成する予定です。活性化センターの更なる充実、情報サイトの強化はもとより観光事業の振興策を打ち出していくためと考えています。

強化はもとより観光事業の振興策を打ち出していくためと考えています。

しかし、休業である旨が解りやすい注意文を入れ、写真等を掲載し、譲渡の可能性を高めるための効果的方法を検討したい。

健康管理センターをもつと宣伝し興味深い施設として募集してはいか。

横尾議員

譲渡に関するお知らせの内容では、希望者は電話で問い合わせくださいとの案内のみです。施設の写真、動画、牟岐町の紹介動画などで視覚に訴えるプレゼンテーションをHP上で出来ないか。



福井町長

先の公募の時点ではHPに写真も掲載していましたが、今は営業していると勘違いをされないため掲載

していません。また、金融機関やサテライトオフィスの経営者等には、詳細の地図や図面、写真もふんだんに掲載したもの渡し、説明しており、鬼ヶ岩屋温泉で検索すれば、開業時の写真を見る事も可能です。



産業廃棄物保管場所(赤水)

未整備道路の計画は

寒葉建設課長

牟岐町の町道認定数は240路線で、総延長は、約81km。規格改良済み延長は、

臨時雇用の
今後の展開は

赤水地域の旧中日住建跡に、業者が約8年前から建築廃材、コンクリートがれきなどの産業廃棄物を運び込んでいる。保管基準には、掲示板、周囲の囲い、害虫が発生しない等の措置、石綿含有廃棄物が他の物と混合しないよう仕切保管するなどとなっています。

福井町長

このまま放置すればゴミの山となり周囲に害が及ぶことも考えられます。事前に届け出はされているのか、周辺住民に説明はされたのか、保管状況は把握しているのか、今後の対策は。

産業廃棄物の放置対策は

森 定雄 議員

については、県から許可を受けた運搬事業者が運搬し、処分事業者が処理をすることが義務付けられています。不適正処理は県が対応することとなりますので、県に対応をお願いしています。

岩田住民福祉課長

県の対応は定期的にパトロールを実施しており、適正に管理されているとの回答でした。ただ、保管量が増加し続けることは好ましくないので、状況調査を行うとのことです。

保管物は、廃棄プラスチック、木くずで届出されています。周辺住民の説明は把握できていません。管理状況等につきましては、立ち入り検査を実施したいと回答をいたしました。

森議員

高齢化が進む現在、年配の方も多く車を利用しています。本町の現状は道路幅が狭い、対向できない、土石が落ちてくる、舗装ができない等の箇所があり、緊急時に支障が起ることも予想され、早急に整備が必要と思われます。未整備の道路状況と今後の計画は。

福井町長

基本的に、道路整備基準に基づき管理に努めています。今後、十分議論の上、整備していくかなければなりません。今後、十分議論の上、から通行に安全な道路を確保するとともに、災害時にも命を守る道路として、極力適正に管理してまいりました。

48・7kmで、約6割が改良済み、残り4割が未改良になっています。改良済みの定義は全幅が4m以上の道路ということになっています。改良済み、残り4割が改良になります。舗装路面性状調査、また、現地調査の結果を踏まえて、修繕計画を立て改良補修等実施できるよう検討したいと考えます。



未舗装の道路

森議員

自治体などでは一般職員、臨時職員で区別されていますが、現在の臨時職員の人数、また、全体の何%になるのか、そして、今後の展開は。

賃金は参考適用基準単価表があるようですが、どのようにして賃金を決めているのか、賃金の見直し、また、他町との比較は。

仁田総務課長

町費支弁教員等、及び短時間用務の方を除くと、31人です。特別職を除く一般職員は74人で合計105人。割合は29・5%となります。来年度は地域おこし協力隊員を募集予定しておりますが、減員する部署もありますので、今後増えていくことはないと考えています。給料につきましては、一般職員が使用しています。給料表を基に決定しています。額の見直しは、26年度増額を予定しています。他町と比較しまして、他町の年間の収入額と同じになるよう額を決めています。



市宇ヶ丘学園ふれあい給食試食会

議会の動き

(3月)

7日 第1回定例町議会

～11日

(4月)

7日 広報編集委員会

(5月)

16日 徳島県町村議会議員研修会 (勝浦町)

24日 全国「みどりの愛護」のつどい (鳴門市)

27日 町村議会議長・副議長研修会

～29日 及び要望活動 (東京都)

編集後記

はやいもので、東日本大震災から3年が過ぎました。被害があまりにも大きく、広範囲だったこともあり、復興は徐々に進んでいるものの、住民のみなさんが普段の生活を取り戻すまでには至っていません。特に福島第一原発では、未だに汚染水処理に追われる日々で、周辺自治体のみなさんは、ふる里に帰れる目途も立たない状況です。

「大地震があれば、何を

おいてもはやく高台に逃げる」ということではなかつたでしょうか。本町では、保育所・小学校の移転、避難路の整備、食料の備蓄など、防災対策を進めていますが、「天災は忘れたころにやって来る」と言います。私たち一人ひとりも、その日に備えた準備だけはしっかりとおきましょう。

お気軽に皆さんのご意見ご感想をお寄せください。
電話 七二一三四二一
FAX 七二一二七一六
「広報編集委員会」まで
お願いします。



着工された海部病院移転に伴う工事

平成26年4月から年金の受け取りなどの仕組みが一部変わりました

子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます

【これまで】

国民年金に加入していた方が亡くなった場合は、亡くなった方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に遺族基礎年金が支給されていました。

【平成26年4月からは】

国民年金に加入されていた妻が亡くなった場合に、「子のある夫」にも遺族基礎年金が支給されます。

※平成26年4月1日以後の死亡が対象となります。

未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます

【これまで】

未支給年金（亡くなった方が受け取れるはずであった未払いの年金）を受け取ることのできる遺族の範囲は、亡くなった方と生計を同じくしていた「配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹」でした。

【平成26年4月からは】

これまでの遺族の範囲に加えて、「それ以外の3親等内の親族（甥・姪、おじ・おば・子の配偶者など）」まで広がります。

※平成26年4月1日以後の死亡が対象となります。

<新たに未支給年金を受け取れる遺族>

1親等	子の配偶者・配偶者の父母
2親等	孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹
3親等	曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば

【お問い合わせ先】牟岐町役場 住民福祉課 (0884-72-3415)・徳島南年金事務所 (088-652-1511)

国保 70歳～74歳の人へ 高齢受給者証の自己負担割合が変わります

医療機関窓口での自己負担割合（現役並み所得者の人を除く、一般・低所得者の人）は、本来「2割」のところを「1割」とする措置がとられていましたが、4月から、昭和19年4月2日以降に生まれた人は「2割」となります。

(※昭和19年4月1日以前に生まれた人は引き続き「1割」。)

▷高齢受給者証はいつから使うの？

70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人はその月）からお使いいただきます。1日までに高齢受給者証を兼ねた新しい保険証を郵送します。お手続は不要です。

▷所得区分と負担割合

	一般・低所得者	現役並み所得者*
昭和19年4月2日以降に生まれた人	2割	3割
昭和19年4月1日以前に生まれた人	1割	

■問い合わせ先 健康生活課 国保係 TEL 0884-72-3417 内線132

*70歳以上の国保被保険者のうち、現役並みの所得（住民税の課税所得が145万円以上）がある方が1人でもいる世帯に属する方。

ただし、収入が一定額未満（高齢者1人の場合：年収383万円、2人以上の場合：合計の年収が520万円未満）である旨の申請があった場合を除きます。

平成26年度後期高齢者医療制度の健康診査について

後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため、健康診査を実施します。

健康診査の対象となる方には『健康診査受診券』をお送りしますので、ぜひ受診しましょう。

健康診査受診券をお送りする時期

○入院・施設等へ入所されていない方 または 生活習慣病と診断されていない方
.....平成26年8月(予定)

○上記以外の方で、平成26年4月以降、血液検査や尿検査をしていない方

平成26年8月以降準備ができ次第、市町村担当窓口に健康診査申込書を備え付けますので、受診を希望される方は、担当窓口に健康診査申込書を提出してください。

○平成26年1月1日から平成26年9月30日までの間に後期高齢者医療制度に加入された方

加入時期に応じ、次のとおり5月から10月までの間に健康診査申込書を送付します。入院をされていない方または生活習慣病と診断されていない方で受診を希望される方は、広域連合事務局までお申込みください。受診券を後日送付します。

健康診査申込書の送付時期(予定)

- ①1月1日から3月31日までの間に加入された方.....5月
- ②4月1日から5月31日までの間に加入された方.....6月
- ③6月1日から7月31日までの間に加入された方.....8月
- ④8月1日から9月30日までの間に加入された方.....10月

入院をされていた方または生活習慣病と診断された方は、すでに健康状態を把握され、医師の指導を受けていると考えられることから、健康診査の対象者から除いています。

※ 生活習慣病とは、生活習慣が発症原因に深く関わっていると考えられる病気で、糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症、虚血性心疾患、その他心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化、その他脳血管疾患、動脈硬化があります。

健診項目 身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査

受診費用 無料

受診期間 受診券を受け取られたときから平成26年12月末日まで

後期高齢者医療制度の健康診査に関するお問い合わせ先

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課

徳島市川内町平石若松78番地1 電話 088-677-3666

自動車税は納期内に

今年度の自動車税の納期限は6月2日(月)です。

納期内に納めてください。

領収証書に添付されている納税証明書は、車検の際に必要ですから、大切に保管してください。

自動車税についてのお問い合わせ先

東部県税局自動車税庁舎 (TEL 088-641-2323)



【後期高齢者医療制度】保険料率改定のお知らせ

保険料率は2年ごとに改定を行うこととなっており、平成26年度及び平成27年度の保険料率（被保険者均等割額・所得割率）が決定しました。被保険者一人ひとりに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

被保険者均等割額

51,273円（被保険者全員が等しく負担）

所得割額

10.02%（被保険者が所得に応じて負担）

- 保険料の計算方法…被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。

保険料の上限は年額57万円です。（平成26年4月1日から保険料の上限が年額55万円から57万円に引き上げられました。）

保険料＝被保険者均等割額 51,273円 + {（総所得金額等 - 33万円）×所得割率 10.02%}

- 保険料の軽減…所得の低い方及び国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されます。

被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない (年金収入80万円以下)	9割
33万円以下	8.5割
33万円 + (24万5千円×被保険者数) 以下	5割
33万円 + (45万円×被保険者数) 以下	2割

所得割の軽減

被保険者の基礎控除（33万円）後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されます。

被用者保険の被扶養者

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者となっていた方が対象となります。

基礎控除（33万円） 後の総所得金額等	所得割の軽減割合
58万円以下	5割

均等割額	所得割額
9割軽減	負担なし

【お問合せ先】 牟岐町役場 健康生活課 電話 0884-72-3417
FAX 0884-72-2716

一般社団法人日本損害保険協会より軽消防車の寄贈がありました

日本損害保険協会では、防災事業の一環として、地域における消防力の強化・拡充に貢献することを目的に全国の自治体や離島に消防自動車等の寄贈を行っております。平成25年度は、全国に27台の軽消防車を寄贈され、牟岐町消防団本部分団に1台寄贈いただきました。

平成26年2月14日に寄贈式があり、日本損害保険協会四国支部徳島損保会長（清水義仁）が寄贈式に出席いただきました。



国民健康保険税の税率改定のお知らせ

平成26年度から国民健康保険税の税率が改定されます。

◆ 国民健康保険（国保）について

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるように被保険者（加入者）が保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

◆ 国保財政の現状

国民健康保険制度は、被保険者の皆様に納めていただく保険税と国・県・町などが負担する公費などで運営されています。

被保険者の減少と一次産業を始めとする地場産業の不振による景気の低迷は国保税額の減少を招いており、平成20年度には1億5,233万円であったものが、平成25年度には1億2,809万円（26年3月末現在）と2,424万円減少し、率では約16%減少しています。

一方、国民健康保険が負担する被保険者一人当たりの医療費は、平成20年度には38万1,000円であったものが、平成25年度の見込では43万1,000円となっており、今後も医療費の増加傾向が引き続き見込まれております。

こうした現状の中、平成25年度には、一般家庭の預金にあたります財政調整基金も全額取り崩すなど、牟岐町の国民健康保険の財政運営は極めて厳しいものとなっています。

◆ 税率改定の背景について

このような状況により、平成26年度から税率を改定（一世帯当たり平均5.3%の増額）することになりました。このたびの税率改定により被保険者（加入者）の皆様には多大なご負担をおかけすることになりますが、今後とも安心して医療を受けられるよう国民健康保険制度の運営に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆ 改定後の税率等について

平成26年度からの税率は、以下のとおりです。

区分		医療分	後期高齢者支援分	介護納付金分
所得割	現行	8.00%	2.20%	2.40%
	改定後		現行のとおり	
固定資産割	現行	50.00%	13.00%	—
	改定後		現行のとおり	—
均等割	現行	23,000円	6,500円	9,000円
	改定後	26,000円	7,500円	10,000円
平等割	現行	22,000円	5,500円	—
	改定後	25,000円	6,500円	—
課税限度額	現行	510,000円	140,000円	120,000円
	改定後	現行のとおり	160,000円	140,000円

お問い合わせは、牟岐町税務会計課（電話：72-3410）まで

平成26年度から個人住民税(町県民税)の均等割額が引き上げになります

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴い、平成26年度から全国的に個人住民税（町県民税）の均等割の税率が引き上げられます。引き上げ分の税収は防災、減災等のための事業の経費に充てられます。

- 実施期間 平成26年度～平成35年度（10年間）
- 引上げ額 年額1,000円（町民税500円+県民税500円）

皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。

牟岐町役場 税務会計課 72-3410

日本損害保険協会より地震保険の加入促進の啓発

地震保険は、「地震保険に関する法律」に基づき創設され、地震・噴火、それによる津波によって住宅や家財に損害を被った被災者の生活の安定に寄与することを目的として、国と共同で運営されている公共性の高い保険であり、国の防災基本計画においても、「被災者自らによる生活再建の促進のため、地震保険の制度を充実し、普及率の向上を図ること」とされています。

東日本大震災では、被災された契約者の方々に2012年5月末現在で783,648件、総額1兆2,346億円を支払っており、被災後の生活の安定に寄与しています。

詳細は当協会のホームページを参照してください。

<http://www.sonpo.or.jp/useful/insurance/jishin/index.html>

緊急地震速報の試験放送について

平成26年6月5日（木）午前10時15分頃に
全国一斉の試験放送が実施される予定です。

告知端末から最大音量で「ただ今から試験放送を行います。緊急地震速報。大地震です。大地震です。」
(予定)と流れます。

ご不便をおかけしますが、ご理解をよろしくお願いします。

また、牟岐町以外の地域でも、全国的に様々な情報伝達手段で試験が実施されます。

全国瞬時警報システムの運用が平成26年4月より変更になります。

ジェイ・アラート

全国瞬時警報システム（通称：J-ALEERT）とは、国から発令された緊急地震速報等を人工衛星を介して、瞬時に放送するシステムです。

牟岐町では、告知端末を通じて、平成23年4月より運用を開始しております。

提供される情報は、下表のとおりです。

緊急地震速報	津波予報	気象情報
推定震度4以上	大津波警報 津波警報	大雨特別警報等の気象特別警報



* 告知端末から最大音量で情報が流れます。

* 防災無線の戸別受信機及び屋外スピーカーからは流れません。

国民保護情報は、総務省消防庁より携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」により携帯電話ユーザーへ配信されるようになります。

国民保護情報

ゲリラ・特殊部隊攻撃情報

航空攻撃情報

弾道ミサイルに関する情報

大規模テロ情報

お問い合わせ

牟岐町総務課 (TEL 72-3411)

牟岐町青少年健全育成協議会よりお知らせです。

虐待を受けたと思われる
子どもがいたら。

ご自身が出産や
子育てに悩んだら。

子育てに悩む
親がいたら。

児童相談所や市町村の児童相談窓口へ連絡・相談ください。

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

徳島県南部こども女性相談センター（児童相談所）

阿南市領家町野神319 TEL 0884-22-7130

相談時間 月～金 (8:30～17:00) ※土・日・祝日・年末年始休み

地籍調査の実施について

地籍ってなに?

地籍とは、土地に関する戸籍のようなもので、それぞれの土地には土地登記簿や地図（公図）が法務局に備え付けられています。それら資料の多くは、明治時代の土地調査を基礎としているため、測量精度が低く、記録が正確ではない場合も多いことから、土地に関するトラブルの原因にもなっています。

なぜ、地籍調査をするの?

地籍調査を実施することにより、土地に関する正確な記録と精度の高い地図が作成され、土地に関するトラブルの未然防止や境界の復元、災害復旧の迅速化を図ることができます。

本町では、平成23年度から地籍調査事業に着手し、調査を行っています。

一筆地調査

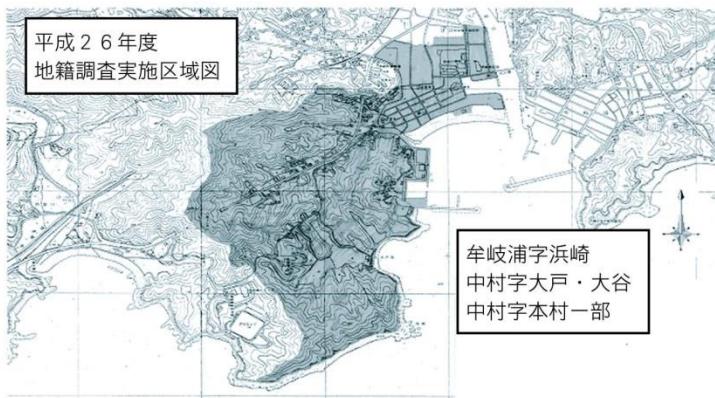
一筆ごとの土地について、所有者・地番・地目・境界・面積の調査や測量を行い、地図と簿冊を作成し、関係土地所有者の方々の閲覧・確認後、法務局へ送付します。

地籍調査の費用負担

地籍調査の費用は、国50%・県25%・町25%の負担で行いますので、原則として個人負担は発生しません。

ただし、立会における交通費などの経費は、個人の方にご負担いただくことになります。

今年度実施地区



調査期間中、一筆地調査については、土地所有者の方の立ち会いをお願いします。また、皆さんの土地に町職員や測量業者が立ち入る場合があります。

地籍調査を順調に進めていくために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

建設課地籍調査係 TEL 72-3418

新規採用職員の紹介



名前：佐藤俊祐

生年月：昭和59年9月

挨拶：4月より教育委員会に配属になりました佐藤です。日々明るく前向きに取り組んでいきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。



名前：柿内泰文

生年月：平成2年12月

挨拶：今春より住民福祉課に配属になりました柿内です。主に環境衛生、町営住宅の業務に携わさせていただきます。少しでも早く仕事を覚えられるように努力してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

牟岐町老朽住宅解体費支援事業について

○どんな事業ですか？

住宅の所有者等が老朽化・廃屋化した（空き家）を解体するとき、その費用の一部を助成します。

○どんな住宅が対象となるの？

牟岐町内の空き家になって長年、放置されたままになっている木造住宅です。

倉庫、車庫等や既に解体した住宅は対象外です。（ブロック塀等の外構部分は対象外）

町が規定する方法で、構造の腐朽、不良度及び耐震性をチェックし、その点数が補助の対象点（100点）以上となる住宅が対象です。

○いくら助成があるのか？

解体費用の2／3（上限60万円）が助成金です。

ただし、解体費用は、町長の定める基準により算出した額と施工業者から提出された見積額のいずれか少ない額とします。

例1) 解体費用60万円の場合（個人20万円、助成金40万円）

2) 解体費用120万円の場合（個人60万円、助成金60万円）

○補助金を受けられる方は？

ア 老朽化・廃屋の所有者

イ その他町長がアに掲げる者と同等と認める者

ウ ア又はイの町税滞納の無い方

○施工業者についての規定がありますか？

牟岐町が指名する業者に工事を発注してください。

○受付期間及び募集戸数は？

受付期間 平成26年6月2日～

募集戸数 11戸（先着順）



○申し込み方法は？

申込書類は、役場建設課にあります。ご記入の上、申し込んでください。

申込受付後、空き家の不良度をチェックするため、空き家の内部を見せていただきますので、立会をお願いします。

詳しくは、役場建設課（TEL 72-3418）までお問い合わせください。

木造住宅の耐震診断募集について

1. 対象となる建物

牟岐町内の次の要件を満たす現在居住している木造住宅が対象です。

- ①平成12年5月31日以前に着工された住宅
- ②在来軸組工法や伝統工法により建築された住宅（枠組壁工法を含む）
- ③3階建て以下の住宅
(併用住宅、共同住宅・長屋、借家も含みます。)

2. 申込者

①対象となる住宅の所有者（貸家の場合は居住者の同意が必要）

3. 申込受付期間及び募集戸数

①平成26年6月2日～

②対象戸数30戸（先着順）

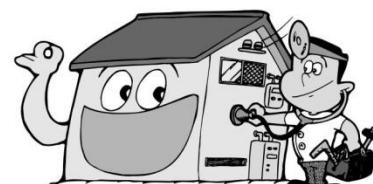
4. 耐震診断を行う診断員

①建築士で、県の診断員講習を受けています。

②（社）徳島県建築士事務所協会から派遣されます。（県知事印有の登録証携帯）

5. 自己負担

一戸建ての場合、3,000円必要です。（共同住宅の場合、6,000円）



・申込方法

①申し込みの際に、対象住宅となるかどうかを確認させていただきますので、住宅の建築年度や構造などを調べておいてください。

②申込書類は役場建設課にあります。必要書類を揃えて、ご記入の上申し込んでください。

・木造住宅の耐震診断募集に関する窓口・問い合わせ先

牟岐町役場 建設課 72-3418

*申込の際には、平成12年5月31日以前に着工したことを証明する資料（建築確認書の写し等）を提出いただくか、課税台帳等の閲覧について同意していただくことになります。

・ご案内

徳島県と県建築士会が出版した住宅リフォームをPRする冊子とDVD「Re」を無料配布しています。建築用語の解説や耐震診断・耐震補強に関する公的補助の紹介等、参考資料として分かりやすく編集されているので、興味のある方は役場建設課まで取りにお越しください。

木造住宅耐震改修について

耐震改修支援事業では、耐震改修工事を行う場合に、その経費の一部を徳島県及び町が補助します。

1. 対象住宅

上記の耐震診断を実施し、「倒壊の可能性が高い」（評点が0.7未満）と判定された住宅

2. 対象工事

「徳島県木造住宅耐震改修施工者等」として徳島県に登録したものが施工し、補助金の交付決定後に着手、平成27年2月末までに完了するもの

3. 補助金額

最大90万円（税込工事費の2/3）の補助金が受けられます。また、補助金と併せて、住宅の耐震改修促進税制（所得税の特別控除制度や固定資産税の減額措置）も受けられます。

木造住宅耐震リフォームについて

住まいの安全・安心なリフォーム支援事業では、「簡易な耐震化」と「リフォーム」を行う場合に、その経費の一部を徳島県及び町が補助します。

1. 対象住宅

上記の耐震診断を実施し、「倒壊の可能性がある」（評点が1.0未満）と判定された住宅

2. 対象工事

簡易な耐震化（家具の固定、簡易な耐震又は耐震ベッド、ブロック塀等の撤去など）と併せて行うリフォームで県内の建設業者等が施工し、補助金の交付決定後に着手、平成27年2月末までに完了するもの

3. 補助金額

県から最大40万円（税込工事費の1/2）。

さらに町内業者が施工する場合に限り、町から最大10万円（税込工事費の1/4）を上乗せ補助します。

問い合わせ先

県庁住宅課（TEL:088-621-2598）

又は、牟岐町役場建設課（TEL:72-3418）



牟岐町立図書館よりお知らせ

★蔵書点検について★

6月9日（月）～13日（金）まで、蔵書点検のため休館とさせていただきます。
ご迷惑をおかけしますが、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。



本の転貸はしないようにしてください。また、本の取り扱いは丁寧にお願いいたします。
牟岐町立図書館 TEL 0884-72-2300

★6月14日（土）～7月13日（日）の間、《木本正次生誕100年記念展》をおこないます。
牟岐町出身の木本正次氏は、主な作品に、『黒部の太陽』、『黒潮の碑文』などがあります。『黒部の太陽』は、企業と人のドキュメンタリー小説。『黒潮の碑文』は、生まれ育った牟岐をモデルに書いています。ぜひお越しください。

シルバー人材センター会員募集



あなたのそのパワーを活用して、有意義で生きがいのある第二の人生を、
シルバー人材センターで過ごしてみませんか。



キャリア・スキルを活かす第二の人生。

仕事（就業）

今まで培ってきた経験を活かすこと、心機一転、新たな分野へのチャレンジもできます

技能向上

センターでは会員の技能向上を目的に、各種技能訓練を開催しています

ボランティア活動

日ごろお世話になっている地域社会に感謝の心をこめて、年に1回会員のみなさんと一緒にボランティア活動をしています

★生活に合わせて働き方が選べる！

センターから提供するお仕事は臨時の・短期的または短時間の就業、危険・有害でない高齢者に合ったお仕事です。仕事を受けるかどうかはご自身で決められます。

会員になるには

会員資格は（退職・引退された）働く意欲のある
60歳以上の健康な方！

★入会金 無料
年会費2,000円 (4/1～翌年3/31まで)

まずはシルバー人材センターへご連絡ください。
詳しいご説明をさせていただきます。
会員にはセンターからシルバー保険に加入させていただきます。保険料の一部として年会費を納めて頂きます。



★牟岐町シルバー人材センター

牟岐町大字川長字新光寺60-1 TEL 72-1151 (牟岐社協代表)

平成25年度活力ある地域づくり助成事業

宝くじ助成事業により「出羽島・牟岐アート展2014」のポスター、チラシ、ホームページなどを作成し広報が全国に出来ました。結果5824人が訪れ、広報効果により県外からも500人余りが訪れました。アート展により世代間、都市間交流と地域コミュニティ活動の充実を図ることができ、今後の地域活性化に活かしてまいります。



南海道地震津波の記録

「海が吹きえた日」より

悔恨の南海地震津波

大牟岐田 故 宮崎一誠

昭和二十一年まで私の家は「坊小路」の觀音寺川の左岸添い、日の出橋より北側三十メートルぐらいの所にあって、祖母と母と叔母に私たち兄弟妹五人の八人で暮していました。

津波の前日、兄は四国電力牟岐変電所の夜間勤務で不在のため、私一人が二階で、他の家族は一階で床につきましたが、この夜は十二月にしてはなぜか暖かかったような記憶があります。

翌二十一日早朝まだ暗闇の中、突然今まで経験したことのない激しい大地震に眠りを破られ飛び起きました。この時階下から「揺れが止むまで怪我せのように蒲団を被つとれよ」と祖母の声が聞えたので、また蒲団にもぐり込みました。

初めは横に揺れていたが、直ぐに上下振動に変わり、家は大きく軋り（す

れ合う）、神棚や箪笥の上にあつたものがバラバラと落ち、天井から下った電灯が揺れて音をたてていました。この上下振動はどのくらいの時間が分かりませんが、しばらくの間続きかなり長かったように思います。

地震が止むと、私はすぐに服を着て階下に降りましたが、雨戸が閉つてお

り、外の様子は分かりませんが、騒がしい物音は聞えず静かなようでした。

まもなく母や祖母が妹や弟たちに服を着せ終わり、皆玄関口の部屋に集まりました。玄関口の板間に収穫し乾燥を終えたばかりの糀を吠に入れ並べ置かれていました。このころは食糧難の時代であり、「これを二階に上げといて逃げよう」と母と祖母が言っている時に、外から雨戸を叩いて「津波が来るぞ、はよう逃げえよ!」と宮崎の伯母の声が聞こえて、足早に走り去つて行きました。後日伯母より東会堂前の道路付近で、腰近くまで波につかって必死で逃げたと聞きました。

津波が間近に迫っているのも知らず、「子供らは先に逃げとれ。」と母に言われ、私が先頭に立つて入口に行き、障子を開けた途端にドーン、ザーという音と共に、雨戸と雨戸の隙間から一斉に海水が吹き出してきました。「みんなはよう二階に上がれ!」と言う祖母の声に、母は手をかけていた糀の一杯詰った吠を持って一気に階段をかけ上り、続いてみんなが二階にかけ上りました。

いつの間に用意したのか母がローソクに火を点しており、その灯りがみん

なの顔を照らしていました。母が明りを持つて波の様子を見に階段の所にいくと、わずか三メートルぐらいしか離れていないのに真暗になり、みんなだまつたままでした。すぐに母がもどり「階段の上近くまで波が来とる」と言い、祖母が「もうあかんやわからん、死ぬんやつたらみんな一緒や、手つないで離すなよ」と言い、七人が輪になつて手を握り合いました。

ローソクの明りもいつの間にか消え、真暗闇の中でヒタヒタと波の走る音だけが聞え、ドーン、ドドーンと家に何か打ち当たる音が数回続いて聞えたと思つた瞬間、突然家が崩れるように倒れ、家に押し潰されるようにしてみんなが水中に押し込まれました。

私は水中で天井に頭を抑えつけられ、いつの間にかつないでいた手を離し、必死になつて天井板を突き破ろうと海水を呑みながらもがいていたところ、急に頭の上が軽くなつて、壊された家の梁や柱にまたがつた格好で水面上に

くなつて見えたので、座つてていた梁を伝つて近づき中に入れないと足を入れてみたが、脛が濡れているのか足を乗せると沈み込むようなので、あきらめて再び元の所に戻りました。

いつしか暗闇に目が馴れてきて、私たちのまたがつてている梁や柱は、元の我が家から七〇メートルぐらい上流の観音寺参道口の橋と、浜崎隆一さんの家の所にひつかつていると分かりました。暗がりの中を見透かすように辺りを見回すと、観音寺川右岸添いの家並みは何事もなかつたように建つているのが見え、左岸添いの我が家付近のみが流されたようで涙がこぼれ、後を振り返つてもみませんでした。

真暗闇の中で浮いている不安定な壊れた家の木材にまたがつて、胸近くまで海水につかった状態であり、祖母に「動くと危いからそのままでおれ」と言われ、みんなでこのまま夜明けを待つことにしましたが、海水につかつて

いるので寒いとは感じませんでした。

しかし私の着ていた学生服は、戦争末期に配給された荒い植物繊維のもので、海水を吸つて肩にのしかかつたように重く身動きがしにくいので脱ぎ、浮き上っている梁の上を伝つて前に建つてある家に近づくと、ちょうど胸ぐらの高さに小庇があつたので、そこに上着を置き、元の場所にもどつて海中に座つていました。この間にも津波は満ち引きを繰り返していたようで、梁や柱が動き軋む音がしていました。

ふと気がつくと少し波が引いたのか、さつきの家の窓が開いているのが黒くなつて見えたので、座つてていた梁を伝つて近づき中に入れないと足を入れてみたが、脛が濡れているのか足を乗せると沈み込むようなので、あきらめて再び元の所に戻りました。

いつしか暗闇に目が馴れてきて、私たちのまたがつてている梁や柱は、元の我が家から七〇メートルぐらい上流の観音寺参道口の橋と、浜崎隆一さんの家の所にひつかつていると分かりました。暗がりの中を見透かすように辺りを見回すと、観音寺川右岸添いの家並みは何事もなかつたように建つているのが見え、左岸添いの我が家付近のみが流されたようで涙がこぼれ、後を振り返つてもみませんでした。

こんな時に今日も何事もなかつたかのように、一番列車の汽笛が何度も聞こえていました、次第に空がしらみ始め、足元が見えるようになり、「気を

つけて道へ上がり」と言う祖母の声に、みんなは梁や柱を伝つて右岸の道に上りましたが、この時には津波はほとんどひいていました。

みんなで小松屋の前の広い通り（東七間町）を南へ、初めての交差点を東に向かいましたが、当時の道路は今のように舗装はされておらず、津波で土が洗い流され、角のたつた小石がむき出しになつていて、水にふやけきった素足には突き刺さるような痛みをおぼえ、泣きそうな顔で踵をひくようにして痛さをこらえて歩きました。

日の出橋までは、町並に何ら変わりはなかつたが、橋を渡ると様相は一変し、坊小路地区は全壊状態で荒地と化し、残つていた家は半壊も含めて六軒ぐらいでした。町をはずれると路面は普段と変わらず、足の痛みも和らいだが、みんなは無言で後も振り返らず、びしょ濡れのまま灘（大平間）の伯父の家を頼つて行きました。

伯父の家には親戚の人たちが大勢避難してきており、すぐに母や叔母を捜しに出てくれました。私は濡れた衣類を焚火で乾かしてもらいました。夜勤を終えて惨状を知り、私たちを尋ね捜してきた兄と共に、母たちを捜しに行きました。

大牟岐田の田圃には漁船が何隻もすわつており、蒲団や衣類、家財等が散在し、遺体もあちこちで見られました。昼前に母が、午後になつて叔母が遺体となつて見つかり、充分な弔いもできないまま翌日埋葬されました。

次の日に家の跡地に行くと、地盤石も流されて跡形もなく、打抜き井戸ボンプの跡に、赤錆びた鉛管が立つてゐるのみでした。

ふと屋根に置いた上着のことを思い出し、取りに行くと上着は二階の窓の小庇の上に乗つており、川の中に積み重なつていて柱等はほとんどなくなつて、三間余りの梁が一本残つていただけでした。伯父の家で一週間ぐらい世話になり、その間に拾い集めた数枚の蒲団等を、兄と二人で灘神社（權現さん）前の谷川まで運び、丸洗いして乾かし、救護物資の毛布、衣類、食料等の支給も受けました。幸いにも通称「棒木」の烟に九尺×二間の納屋があり、ここで国の援助金を受けて外周りの出来た建築半ばの家に入居するまでの七か月余を過ごしました。

津波に対する知識も現在に比べると乏しく、大地震の後に津波が来るとは聞いていても、まさかこのように早く襲つてくるとは、祖母や母も思つてもいなかつたのではないかと思ひます。

悪夢のような南海地震津波のことは、思い出すと気持ちが滅入り、あの時に欲をすぐ逃げていればと今だに悔やまれます。

出羽島・牟岐アート展2014

会期：平成26年3月7日（金）～3月30日（日）

昨年開催されました「出羽島アート展2013」に引き続き、今年も出羽島・牟岐アート展2014が開催されました。今年は、出羽島だけでなく牟岐町内にも展示会場が設けられました。

昨年に比べ開催期間は短かったものの、出羽島には5,824人の観光客が訪れました。

